

議案第123号

長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、こども誰でも通園制度が創設されることから、特定乳児等通園支援事業の運営に必要な基準を定めるもの

長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置

する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の

15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。) から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。た

だし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機

関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告、帳簿

書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携、協力等を行う地域の団体等との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付

し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項に

において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第124号

長岡市屋根付多目的コート条例の制定について

長岡市屋根付多目的コート条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市悠久山屋根付多目的コートの開設に伴い、条例を制定するもの

長岡市屋根付多目的コート条例

(設置)

第1条 本市は、季節や天候の影響を受けることなく屋外スポーツ活動を行うことができる場を提供し、もって市民の健康づくり及び余暇活動の充実に資するため、屋根付多目的コートを設置する。

(名称及び位置)

第2条 屋根付多目的コートの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡市悠久山屋根付多目的コート	長岡市悠久町336番地

(使用の許可)

第3条 長岡市悠久山屋根付多目的コート(以下「屋根付多目的コート」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は用器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるときのほか、管理上支障があるとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若

しくは転貸してはならない。

(使用の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、屋根付多目的コートの使用を終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用の中止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 使用者又は入場者は、故意若しくは過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、屋根付多目的コートの管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条の設置目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 屋根付多目的コートの使用の許可に関する業務
- (3) 屋根付多目的コートの利用料金に関する業務
- (4) 屋根付多目的コートの規律の確保に関する業務
- (5) 屋根付多目的コートの施設及び設備の維持及び管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務のほか、屋根付多目的コートの管理及び運営に必要な業務

(指定管理者の管理基準)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に屋根付多目的コートの管理を行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）における開場時間、休場日その他屋根付多目的コートの管理及び運営に必要な事項は、規則で定める基準に従い、施設の利用形態、使用者の利便等を勘案して、市長の承認

を得て指定管理者が定める。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者が開場時間等を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

(利用料金)

第14条 指定管理者に管理を行わせる場合は、使用者は、第5条の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が、市長が定める基準に従い特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。
- 4 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 第7条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第7条中「市長が」とあるのは、「指定管理者が、市長が定める基準に従い」とする。

(読替規定等)

第15条 指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第4条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 2 指定管理者に管理を行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、屋根付多目的コートの管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 屋根付多目的コートの施設等を使用しようとする者は、施行日前であっても、使用の申込みをすることができる。
- 3 前項の申込みに係る使用の許可並びに使用料の納付、減免及び還付並びに使用の許可の取消しについては、第3条から第9条までの規定の例による。

(指定管理業務の開始等に伴う特例)

- 4 指定管理者が屋根付多目的コートの管理に関する業務を開始する場合において、当該指定管理者が当該業務を開始する日前に、屋根付多目的コートに関し当該指定管理者以外のものに対して行われた申請等又は当該指定管理者以外のものが行った処分等は、当該指定管理者に対して行われた申請等又は当該指定管理者が行った処分等とみなす。
- 5 前項の規定は、指定管理者の屋根付多目的コートの管理に関する業務の終了に伴い第12条第1項の規定を適用しなくなった場合に準用する。

別表（第5条、第14条関係）

区分	使用者	使用料 (1時間当たり)
体育団体による 使用	公益財団法人長岡市スポーツ協会 又はその加盟団体	円 2,500
	長岡市レクリエーション協会又は その加盟団体	2,500
	高等学校体育連盟又は高等学校野 球連盟	1,600
	小・中学校体育連盟	無料
上記以外のもの	使用する者が主に中学生以下の者 である場合	1,600
	使用する者が主に高齢者、障害者又 は高校生である場合	3,100
	上記の場合以外の場合	4,100

備考

- 1 使用は2名以上の団体に限るものとし、専用の使用とする。
- 2 営利又は営業を目的としないが入場料を徴収して使用する場合は使用料の額は、上記の表の使用料の2倍に相当する額とする。有償の会員券等を発行して使用する場合も、同様とする。
- 3 営利又は営業を目的として使用する場合は使用料の額は、1時間当たり12,000円とする。
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 5 使用料の算定に当たっては、1時間に満たない時間は、1時間として計算する。
- 6 「高齢者」とは、満65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者で、中学生、小学生及び就学前の者以外のものをいう。

議案第125号

長岡市職員の定年等に関する条例の一部改正について

長岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市診療所設置条例の一部改正（長岡市虫亀診療所の廃止）に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年長岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(定年) 第3条 職員の定年は、年齢65年とする。ただし、次に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	(定年) 第3条 職員の定年は、年齢65年とする。ただし、次に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 長岡市虫亀診療所</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第126号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地番図付き航空写真等の閲覧及び写しの交付に係る手数料を定めるもの

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 租税関係		1 租税関係	
区分	金額	区分	金額
1～4 （略）		1～4 （略）	
5 地番図、航空写真又は地番図付き航空写真の閲覧	1件につき 300円		
6 地番図、航空写真又は地番図付き航空写真の写しの交付	1枚につき 300円		
2～15 （略）		2～15 （略）	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第127号

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正について

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

桂小学校を浦瀬小学校へ、東谷小学校を栃尾東小学校へそれぞれ統合することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例
(長岡市立学校設置条例の一部改正)

第1条 長岡市立学校設置条例（昭和39年長岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後		改正前	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	〃 桂小学 校	〃 桂町8番地
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	〃 東谷小 学校	〃 枅堀53番地
(略)	(略)	(略)	(略)

(長岡市立学校使用条例の一部改正)

第2条 長岡市立学校使用条例（平成17年長岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第４条関係）							別表（第４条関係）						
１ （略）							１ （略）						
２ 運動場使用料（使用１回につき）							２ 運動場使用料（使用１回につき）						
学校名	屋内運動場			屋外運動場			学校名	屋内運動場			屋外運動場		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
(略)							(略)						
							長岡市立桂小学校	1,200円		1,500円		900円	
							(略)						
							長岡市立東谷小学校	1,100円		1,400円		1,100円	
							(略)						
(略)							(略)						
３ （略）							３ （略）						

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第１条中長岡市立学校設置条例別表第１の改正規定（〃 東谷小学校の項を削る部分に限る。）及び第２条中長岡市立学校使用条例別表の改正規定（長岡市立東谷小学校の項を削る部分に限る。）は、令和10年４月１日から施行する。

議案第128号

長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正について

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

太田小学校、太田中学校、山古志小学校及び山古志中学校の給食を新たに上組学校給食共同調理場から配食すること、並びに和島小学校及び刈谷田中学校に学校給食共同調理場を新たに設置することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

長岡市学校給食共同調理場条例（平成17年長岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前																												
(名称及び位置)	(名称及び位置)																												
第2条 学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。																												
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長岡市三島学校給食共同調理場</td><td>長岡市脇野町1242番地</td></tr> <tr> <td>長岡市和島学校給食共同調理場</td><td>長岡市小島谷3545番地1</td></tr> <tr> <td>長岡市栃尾学校給食共同調理場</td><td>長岡市吉水353番地</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		長岡市三島学校給食共同調理場	長岡市脇野町1242番地	長岡市和島学校給食共同調理場	長岡市小島谷3545番地1	長岡市栃尾学校給食共同調理場	長岡市吉水353番地	(略)		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長岡市三島学校給食共同調理場</td><td>長岡市脇野町1242番地</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		長岡市三島学校給食共同調理場	長岡市脇野町1242番地									(略)	
名称	位置																												
(略)																													
長岡市三島学校給食共同調理場	長岡市脇野町1242番地																												
長岡市和島学校給食共同調理場	長岡市小島谷3545番地1																												
長岡市栃尾学校給食共同調理場	長岡市吉水353番地																												
(略)																													
名称	位置																												
(略)																													
長岡市三島学校給食共同調理場	長岡市脇野町1242番地																												
(略)																													
(業務)	(業務)																												
第3条 長岡市上組学校給食共同調理場、長岡市旭岡学校給食共同調理場、長岡市中之島学校給食共同調理場、長岡市越路学校給食共同調理場、 <u>長岡市三島学校給食共同調理場、長岡市和島学校給食共同調理場、長岡市栃尾学校給食共同調理場、</u> 長岡市与	第3条 長岡市上組学校給食共同調理場、長岡市旭岡学校給食共同調理場、長岡市中之島学校給食共同調理場、長岡市越路学校給食共同調理場、 <u>長岡市三島学校給食共同調理場</u> _____、長岡市与_____、長岡市与_____																												

板学校給食共同調理場及び長岡市川口学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）は、次の業務を行う。

(1)～(5) (略)

(管轄)

第4条 共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。

共同調理場の区分	管轄する学校
長岡市上組学校給食共同調理場	長岡市立上組小学校
	長岡市立石坂小学校
	長岡市立太田小学校
	長岡市立山古志小学校
	長岡市立太田中学校
	長岡市立山古志中学校
(略)	
長岡市三島学校給食共同調理場	長岡市立脇野町小学校
	長岡市立日吉小学校
	長岡市立三島中学校
長岡市和島学校給食共同調理場	長岡市立和島小学校
	長岡市立北辰中学校

板学校給食共同調理場及び長岡市川口学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）は、次の業務を行う。

(1)～(5) (略)

(管轄)

第4条 共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。

共同調理場の区分	管轄する学校
長岡市上組学校給食共同調理場	長岡市立上組小学校
	長岡市立石坂小学校
(略)	
長岡市三島学校給食共同調理場	長岡市立脇野町小学校
	長岡市立日吉小学校
	長岡市立三島中学校

長岡市栃尾学校給食共同調理場	長岡市立東谷小学校		
	長岡市立刈谷田中学校		
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第129号

長岡市高齢者と子どもの家条例の廃止について

長岡市高齢者と子どもの家条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市山古志高齢者と子どもの家の廃止に伴い、条例を廃止するもの

長岡市高齢者と子どもの家条例を廃止する条例

長岡市高齢者と子どもの家条例（平成17年長岡市条例第48号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第130号

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、低年齢児の健康診断の取扱い等について、所要の改正を行うもの

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第11条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第11条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u> （以下この項において「健康診断等」とい	2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> _____ _____ _____

う。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等_____の結果を的確に把握しなければならない。		_____が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を的確に把握しなければならない。	
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断		
乳幼児に対する健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断		
3・4 (略)		3・4 (略)	

(長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
-----	-----

(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u> （ <u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u> ）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> _____ _____ _____ _____ _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分を削るものとする。

改正後	改正前
（ <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員の一 般的条件）	（ <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員の一 般的条件）
第8条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員	第8条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員

は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他
の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号 _____ に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、
終了に関する事項及び
利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第17条 乳児等通園支援事業所の職員

は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第19条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第17条 乳児等通園支援事業者の職員

は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第19条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員

_____の
総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第21条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第20条及び前条の規定は適用しない。 (準用) 第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。	(準用) 第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第22条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第23条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定（長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める改正規定を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

議案第131号

長岡市高齢者コミュニティセンター条例の廃止について

長岡市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市高齢者コミュニティセンターゆきわり荘の廃止に伴い、条例を廃止するもの

長岡市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例

長岡市高齢者コミュニティセンター条例（平成17年長岡市条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第132号

長岡市診療所設置条例の一部改正について

長岡市診療所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市虫亀診療所の廃止に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市診療所設置条例の一部を改正する条例

長岡市診療所設置条例（平成17年長岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前																																				
（名称及び位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> （診療科目） 第3条 長岡市山古志診療所、長岡市山古志歯科診療所_____、長岡市種芋原診療所、長岡市小国診療所及び長岡市小国歯科診療所（以下「診療所」と総称する。）の診療科目は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>診療科目</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	名称	位置	（略）	（略）	_____	_____	_____	_____	（略）	（略）	名称	診療科目	（略）	（略）	_____	_____	_____	_____	（略）	（略）	（名称及び位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>長岡市虫亀診療所</u></td><td><u>長岡市山古志虫亀966番地 1</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> （診療科目） 第3条 長岡市山古志診療所、長岡市山古志歯科診療所、<u>長岡市虫亀診療所</u>、長岡市種芋原診療所、長岡市小国診療所及び長岡市小国歯科診療所（以下「診療所」と総称する。）の診療科目は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>診療科目</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>長岡市虫亀診療所</u></td><td><u>内科</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	名称	位置	（略）	（略）	<u>長岡市虫亀診療所</u>	<u>長岡市山古志虫亀966番地 1</u>	（略）	（略）	名称	診療科目	（略）	（略）	<u>長岡市虫亀診療所</u>	<u>内科</u>	（略）	（略）
名称	位置																																				
（略）	（略）																																				
_____	_____																																				
_____	_____																																				
（略）	（略）																																				
名称	診療科目																																				
（略）	（略）																																				
_____	_____																																				
_____	_____																																				
（略）	（略）																																				
名称	位置																																				
（略）	（略）																																				
<u>長岡市虫亀診療所</u>	<u>長岡市山古志虫亀966番地 1</u>																																				
（略）	（略）																																				
名称	診療科目																																				
（略）	（略）																																				
<u>長岡市虫亀診療所</u>	<u>内科</u>																																				
（略）	（略）																																				

附 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

議案第133号

長岡市下水道条例及び長岡市農業集落排水施設条例の一部改正について

長岡市下水道条例及び長岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

公共下水道及び農業集落排水施設の使用料を改定するとともに、下水道排水設備指定工事店に係る申請手数料の徴収等に伴い、所要の改正を行うもの

第1条 長岡市下水道条例（昭和51年長岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定工事店)	(指定工事店)
第35条 排水設備等の新設等の工事及び処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事は、市長の指定する者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	第35条 排水設備等の新設等の工事及び処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事は、市長の指定する者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。_____ _____ _____ _____
<u>2 指定工事店の指定又は指定の継続の申請をする者は、次に定める額の手数料を納付しなければならない。</u>	_____ _____ _____ _____ _____
<u>(1) 指定工事店の指定の申請 1 件につき 1 万円</u>	_____ _____ _____
<u>(2) 指定工事店の指定の継続の申請 1 件につき 5 千円</u>	_____ _____
<u>3 前 2 項に規定するもののほか、指定工事店に関し必要な事項は、規則で定</u>	<u>2 _____ 指定工事店に関し必要な事項は、規則で定</u>

める。

別表第1（第19条関係）

区分	汚水排出量	使用料
基本料金	8立方メートルまで	<u>1,040円</u>
超過料金 （1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまで	<u>130円</u>
	10立方メートルを超え40立方メートルまで	<u>140円</u>
	40立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>160円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>180円</u>
	（略）	

別表第2（第21条関係）

区分	汚水排出量	使用料
基本料金	4立方メートルまで	<u>520円</u>
超過料金 （1立方メートルにつき）	4立方メートルを超え5立方メートルまで	<u>130円</u>
	5立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>140円</u>

める。

別表第1（第19条関係）

区分	汚水排出量	使用料
基本料金	8立方メートルまで	<u>880円</u>
超過料金 （1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまで	<u>110円</u>
	10立方メートルを超え40立方メートルまで	<u>126円</u>
	40立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>148円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>169円</u>
	（略）	

別表第2（第21条関係）

区分	汚水排出量	使用料
基本料金	4立方メートルまで	<u>440円</u>
超過料金 （1立方メートルにつき）	4立方メートルを超え5立方メートルまで	<u>110円</u>
	5立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>126円</u>

	20立方メートル を超え50立方メ ートルまで	<u>160円</u>		20立方メートル を超え50立方メ ートルまで	<u>148円</u>
	50立方メートル を超え250立方 メートルまで	<u>180円</u>		50立方メートル を超え250立方 メートルまで	<u>169円</u>
	(略)			(略)	

(長岡市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 長岡市農業集落排水施設条例（平成3年長岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後			改正前		
別表第2（第15条関係）			別表第2（第15条関係）		
区分	汚水排出量	使用料	区分	汚水排出量	使用料
基本料金	8立方メートルまで	<u>1,040円</u>	基本料金	8立方メートルまで	<u>880円</u>
超過料金 （1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまで	<u>130円</u>	超過料金 （1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え10立方メートルまで	<u>110円</u>
	10立方メートルを超え40立方メートルまで	<u>140円</u>		10立方メートルを超え40立方メートルまで	<u>126円</u>
	40立方メートルを超え100立	<u>160円</u>		40立方メートルを超え100立	<u>148円</u>

	方メートルまで			方メートルまで	
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>180円</u>		100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>169円</u>
	(略)			(略)	
別表第3(第15条の3関係)			別表第3(第15条の3関係)		
区分	汚水排出量	使用料	区分	汚水排出量	使用料
基本料金	4立方メートルまで	<u>520円</u>	基本料金	4立方メートルまで	<u>440円</u>
超過料金 (1立方メートルにつき)	4立方メートルを超え5立方メートルまで	<u>130円</u>	超過料金 (1立方メートルにつき)	4立方メートルを超え5立方メートルまで	<u>110円</u>
	5立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>140円</u>		5立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>126円</u>
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>160円</u>		20立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>148円</u>
	50立方メートルを超え250立方メートルまで	<u>180円</u>		50立方メートルを超え250立方メートルまで	<u>169円</u>
	(略)			(略)	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、第1条の規定中長岡市下水道条例第35条第1項の改正規定は公布の日から、第1条の規定中長岡市下水道条例第35条第2項及び第3項の改正規定並びに次項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の長岡市下水道条例第35条第2項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後に行われる指定工事店の指定又は指定の継続の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の長岡市下水道条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の公共下水道の使用又は一時使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から引き続いて公共下水道を使用している者に係る使用料で、施行日から定例日等(同条例第20条第1項本文に規定する定例日(同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、使用料を算定する日の属する月の定例日)又は同条第2項の規定による定例日以外の使用料の算定の日をいう。)までの間の使用に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の長岡市農業集落排水施設条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の農業集落排水施設の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から引き続いて農業集落排水施設を使用している者に係る使用料で、施行日から定例日等(同条例第15条の2第1項本文に規定する定例日(同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、使用料を算定する日の属する月の定例日)又は同条第2項の規定による定例日以外の使用料の算定の日をいう。)までの間の使用に係るものについては、なお従前の例による。

(施行状況の検討)

- 5 市は、第1条の規定による長岡市下水道条例別表第1及び別表第2の改正並びに第2条の規定による長岡市農業集落排水施設条例別表第2及び別表第3の改正において、施行日から3年を経過した後、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、使用者の経費負担の適正化について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

議案第134号

長岡市水道条例の一部改正について

長岡市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

水道料金を改定するもの

長岡市水道条例の一部を改正する条例

長岡市水道条例（平成10年長岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後					改正前				
別表第1（第26条関係）					別表第1（第26条関係）				
用途	給水管 の口径	基本料金	従量料金		用途	給水管 の口径	基本料金	従量料金	
一般 給水	13ミリ メートル	<u>700円</u>	10立方 メートル ま	11立方 メートル 以	一般 給水	13ミリ メートル	<u>480円</u>	10立方 メートル ま	11立方 メートル 以
	20ミリ メートル	<u>1,540円</u>	で、1 立方メ ートル につき	上、1 立方メ ートル につき		20ミリ メートル	<u>990円</u>	で、1 立方メ ートル につき	上、1 立方メ ートル につき
	25ミリ メートル	<u>2,540円</u>	1立方メート ルにつき	<u>198</u> 円		25ミリ メートル	<u>1,570円</u>	1立方メート ルにつき	<u>165</u> 円
	30ミリ メートル	<u>4,000円</u>				30ミリ メートル	<u>2,400円</u>		
	40ミリ メートル	<u>8,110円</u>				40ミリ メートル	<u>4,790円</u>		
	50ミリ メートル	<u>14,320円</u>				50ミリ メートル	<u>9,040円</u>		

	ル				ル			
	75ミリメートル	41,040円			75ミリメートル	24,500円		
	100ミリメートル	86,670円			100ミリメートル	50,700円		
	150ミリメートル以上	管理者が別に定める額			150ミリメートル以上	管理者が別に定める額		
浴場給水	一般給水に同じ。	1立方メートルにつき 24円			浴場給水	一般給水に同じ。	1立方メートルにつき 20円	
臨時給水	一般給水に同じ。	1立方メートルにつき 396円			臨時給水	一般給水に同じ。	1立方メートルにつき 330円	

別表第2（第29条関係）

用途	給水管の口径	基本料金	従量料金	
一般給水	13ミリメートル	350円	5立方メートルまで、1立方メートルにつき 72円	6立方メートル以上、1立方メートルにつき 198円
	20ミリメートル	770円		
	25ミリメートル	1,270円	1立方メートルにつき 198円	
	30ミリ	2,000円		

別表第2（第29条関係）

用途	給水管の口径	基本料金	従量料金	
一般給水	13ミリメートル	240円	5立方メートルまで、1立方メートルにつき 60円	6立方メートル以上、1立方メートルにつき 165円
	20ミリメートル	495円		
	25ミリメートル	785円	1立方メートルにつき 165円	
	30ミリ	1,200円		

	メートル				メートル		
	40ミリメートル	<u>4,055円</u>			40ミリメートル	<u>2,395円</u>	
	50ミリメートル	<u>7,160円</u>			50ミリメートル	<u>4,520円</u>	
	75ミリメートル	<u>20,520円</u>			75ミリメートル	<u>12,250円</u>	
	100ミリメートル	<u>43,335円</u>			100ミリメートル	<u>25,350円</u>	
	150ミリメートル以上	管理者が別に定める額			150ミリメートル以上	管理者が別に定める額	
浴場給水	一般給水に同じ。	1立方メートルにつき <u>24円</u>	浴場給水	一般給水に同じ。	1立方メートルにつき <u>20円</u>		
臨時給水	一般給水に同じ。	1立方メートルにつき <u>396円</u>	臨時給水	一般給水に同じ。	1立方メートルにつき <u>330円</u>		
備考 (略)			備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の給水装置の使用に係る水道使用料（以下「料金」という。）について適用する。ただし、施行日前から引き続いて給水装置を使用している者に係る料金で、施行日から定例日等

（長岡市水道条例第27条第1項に規定する定例日（同条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、料金を算定する日の属する月の定例日）又は同条第3項の規定による定例日以外の料金の算定の日をいう。）までの間の使用に係るものについては、なお従前の例による。

（施行状況の検討）

- 3 市は、この条例による別表第1及び別表第2の改正において、施行日から5年を経過した後、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、使用者の経費負担の適正化について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

議案第135号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員 (m)	摘 要
	終 点		延長 (m)	
宮内665号線	宮栄 3 丁目1208番40地先		6.0～13.1	図 1 ア～イ
	宮栄 3 丁目1208番31地先		102.6	

変 更 調 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	宮内202号線	村松町字漆原2095番 3 地先		2.0～5.1	図 2 ア～イ
		村松町字漆原2099番 5 地先		150.9	
新	宮内202号線	村松町字漆原2095番 3 地先		2.0～5.1	図 2 ウ～イ (27.2m廃止)
		村松町字漆原2099番 5 地先		123.7	

廃止調書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
小国646号線	小国町上岩田字下川原1162番3地先		2.3～6.0	図3 ア～イ
	小国町上岩田字下川原1578番地先		19.8	

議案第136号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
中之島中央小学校校舎等大規模改造機械設備工事	機械設備工事 一式	変更前 206,998,000円 変更後 209,951,500円	長岡市中之島 565番地87 今泉・渡辺・新陽 中之島中央小学校 校舎等大規模改造 機械設備特定共同 企業体

議案第137号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
長岡ニュータウン運動公園 サッカー場人工芝張替工事	人工芝張替工事 一式	変更前 247,456,000円 変更後 249,101,600円	長岡市寺泊松沢町 9353番地14 中元組・テック柏 長岡ニュータウン 運動公園サッカー 場人工芝張替特定 共同企業体

議案第138号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
長岡北部地域 斎場（仮称） 造成工事	斎場敷地及び道路造成 一式 調整池整備 一式	変更前 229,548,000円 変更後 265,722,600円	長岡市表町1丁目 3番地4 しなの・越後交通 工業・白井組長岡 北部地域斎場（仮 称）造成特定共同 企業体

議案第139号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事 (市道二和 159号線ほか)	道路新設 延長 321.6m 幅員 6.0～9.0m 変更前 掘削工 (35,110m³) 路体盛土工 (5,030m³) 路床安定処理工 (4,960m²) 排水構造物工 (1,104m) 変更後 掘削工 (33,340m³) 路体盛土工 (4,250m³) 路床安定処理工 (7,220m²) 排水構造物工 (1,047m)	変更前 246,036,230円 変更後 282,346,900円	長岡市喜多町 1078番地 1 中越・河田・西栄 6道建S第1号道 路新設特定共同企 業体

議案第140号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
橋りょう上部 工事 (市道344号 線・宝田橋)	ポストテンション方式 スラブ橋 橋 長 25.9m 全幅員 10.5m	変更前 171,292,000円 変更後 177,910,700円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・平野6 道建橋修第5号橋 りょう上部特定共 同企業体

議案第141号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡地域定住自立圏を構成する長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和8年1月1日から適用する。

別表集会・文化施設の表長岡市の項中

「

長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町7411番地14
-------------	-----------------

」を

「

長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町7411番地14
長岡市与板地域交流拠点施設	長岡市与板町与板甲134番地

」に

改める。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長

議案第142号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間で平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部
を変更する協定書

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和8年1月1日から適用する。

別表集会・文化施設の表長岡市の項中

「		長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町7411番地14	」を に
「		長岡市寺泊文化センター 長岡市与板地域交流拠点施設	長岡市寺泊磯町7411番地14 長岡市与板町与板甲134番地	

改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

三条市長

議案第143号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

新潟県市町村総合事務組合理約の一部を改変する理約

新潟県市町村総合事務組合理約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように改変する。

別表第2の4の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」を削る。

附 則

この理約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第144号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡リリックホール
指定する団体	公益財団法人長岡市芸術文化振興財団
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第145号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田 達 伸

施設の名称	長岡市立劇場
指定する団体	公益財団法人長岡市芸術文化振興財団
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第146号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市東山ファミリーランド及び長岡市営東山テニス場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第147号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営スキー場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第148号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市浦体育館
指定する団体	越路スポーツ振興グループ
指定の期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第149号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市越路河川公園
指定する団体	越路スポーツ振興グループ
指定の期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第150号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市道の駅越後川口
指定する団体	株式会社ファーム越後川口
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第151号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市西陵の森
指定する団体	公益社団法人平成令終会
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第152号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市古志高原スキー場
指定する団体	株式会社山古志観光開発公社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第153号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市自然休養地四季の里古志
指定する団体	株式会社山古志観光開発公社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第154号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市おぐに森林公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	変更前 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで 変更後 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第155号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年12月2日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市川口体験交流センター
指定する団体	フレンドシップ木沢
指定の期間	変更前 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで 変更後 平成31年4月1日から令和9年3月31日まで